

審 査 基 準

基準の名称	水道事業等の認可の手引	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
水道法	第 2 6 条	水道用水供給事業の認可
基 準 の 内 容		
<p>○水道事業等の認可の手引き (平成 28 年 3 月版) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 目次</p> <p>0 認可の手引きについて</p> <p>1 事業認可に際しての留意事項</p> <p>1-1 認可基準について</p> <p>(1) 一般の需要への適合</p> <p>(2) 計画の確実性と合理性</p> <p>(3) 施設基準への適合</p> <p>(4) 給水区域の重複の排除</p> <p>(5) 供給条件の要件</p> <p>(6) 経理的基礎の確実性</p> <p>(7) 公益性</p> <p>1-2 創設認可について</p> <p>1-3 変更認可について</p> <p>(1) 給水区域の拡張</p> <p>(2) 給水対象の増加</p> <p>(3) 給水人口の増加</p> <p>(4) 給水量の増加</p> <p>(5) 水源の種別の変更</p> <p>(6) 取水地点の変更</p> <p>(7) 浄水方法の変更</p> <p>1-4 変更認可を要しない軽微な変更の取扱いについて</p> <p>(1) 給水区域の拡張又は給水人口(水道用水供給事業にあつては給水対象)若しくは給水量の増加に係る変更</p> <p>(2) 浄水方法の変更</p> <p>(3) 取水地点の変更</p> <p>1-5 他の水道事業等の全部譲り受けの取扱いについて</p> <p>1-6 事業の統合に伴う創設認可の取扱いについて</p> <p>2 申請書の審査上の基本事項</p> <p>2-1 申請書</p> <p>2-2 事業計画書</p> <p>2-2-1 給水区域、給水人口及び給水量(水道用水供給事業にあつては、給水対象及び給水量)</p> <p>2-2-2 水道施設の概要</p> <p>2-2-3 給水開始の予定年月日</p> <p>2-2-4 工事費の予定総額及びその予定財源</p> <p>2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠</p> <p>2-2-6 経常収支の概算</p> <p>2-2-7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件</p> <p>2-2-8 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>(1) 工事費の算出根拠</p> <p>(2) 借入金の償還方法</p>		

- (3) 料金の算出根拠
- (4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

2-3 工事設計書

- 2-3-1 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 2-3-2 水源の種別及び取水地点
- 2-3-3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 2-3-4 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- 2-3-5 浄水方法
- 2-3-6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
- 2-3-7 工事の着手及び完了の予定年月日
- 2-3-8 その他厚生労働省令で定める事項

(1) 主要な水理計算

(2) 主要な構造計算

2-4 その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）

- 2-4-1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類
 - 2-4-2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業等の経営に関する意思決定を証する書類
 - 2-4-3 市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類
 - 2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
 - 2-4-5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約
 - 2-4-6 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
 - 2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 2-4-8 水源の周辺の概況を明らかにする地図
 - 2-4-9 主要な水道施設（「2-4-10 導水管きよ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 2-4-10 導水管きよ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- #### 2-5 水道台帳の提出について

(参考)

0 認可の手引きについて

水道事業及び水道用水供給事業を経営するにあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣等の認可等を要する。この認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課の基本的な考え方を認可の手引きとして取りまとめた。なお、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であり、実態を踏まえて、それぞれの事業ごとに適切に行うこととする。

1 事業認可に際しての留意事項

1-1 認可基準について

水道事業又は水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の認可基準は、水道事業については水道法（以下「法」という。）第8条、水道用水供給事業については法第28条に規定されているところである。

[水道事業：法第8条]

[水道用水供給事業：法第28条]

(1) 一般の需要への適合

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、特定の者の需要その他の個別的な事情のみに基づいて行われるものではなく、需要者の意向を勘案し、広く不特定多数の者の日常的な需要に応じるものでなければならない。この場合、水道事業は、継続的事业であるから、相当長期にわたる将来を見通しての需要にも対応できるものでなければならない。

[水道事業：法第8条第1項第1号、水道法施行規則（以下「規則」という。）第5条]

(2) 計画の確実性と合理性

水道事業の計画は確実に実施されるもので、かつ、技術的、財政的観点等から合理的でなければならない。水道の事業計画は、水道の計画的整備に関する施策に基づいて策定されるのが望ましいが、このような計画がない場合においても、計画の全般にわたり、的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要がある。

[水道事業：法第8条第1項第2号、規則第6条各号]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第1号、規則第51条の2各号]

(3) 施設基準への適合

水道施設が法第5条の施設基準（水道施設の技術的基準を定める省令を含む。）に適合し、所要の水道水の供給を行えるかどうかの確認を行うものである。

[水道事業：法第5条各項、第8条第1項第3号]

[水道用水供給事業：法第5条各項、第28条第1項第2号]

(4) 給水区域の重複の排除

水道事業の地域的独占経営を認めて重複投資を避け、事業の計画的経営を可能にする趣旨で規定されたものである。なお、専用水道が当該水道事業の給水区域内に存在する場合において、当該専用水道を給水区域から除外する必要はない。

[水道事業：法第8条第1項第4号]

(5) 供給条件の要件

水道事業の供給条件は、水道事業者が地域的、社会的諸条件に応じて自主的に、また、需要者に対して予め一方的に定めるものであるため、需要者の利益を保護する趣旨から、法第14条第2項各号に規定する要件に適合しなければならない。

供給条件は、社会情勢、地域の実情等に鑑み、一定の期間において、必要に応じ、見直しが行われるべきである。特に、水道料金の設定に当たっては、料金体系、原価の配賦方法等について、慎重な検討が必要であるとともに、今後水道施設の更新需要が急速に増加することを踏まえ、将来の更新を見据えた検討も必要である。

なお、事業統合に伴い一時的に料金格差が生じる場合でも、住民に客観的かつ合理的な説明が出来る範囲内で過渡期を設定し、料金格差の是正に努める必要がある。

一方、水道用水供給事業における用水料金については、法に規定されていないが、受水事業者における水道料金の急騰や高料金を招くこととならないよう、料金の算定方法、料金体系等の面から、十分な考慮が払われるべきである。

[水道事業：法第8条第1項第5号]

(6) 経理的基礎の確実性

地方公共団体以外の者が水道事業等を行おうとする場合、事業経営の恒久的な遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有するかどうかの確認を行うものである。

[水道事業：法第8条第1項第6号、規則第7条]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第3号、規則第51条の3]

(7) 公益性

(1)～(6)に掲げた基準の補完基準であって、その申請内容が上述のほか公共の福祉、利益の増進に資するものかどうかの判断を加えるときの基準である。

[水道事業：法第8条第1項第7号]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第4号]

1-2 創設認可について

水道事業等を新たに経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を要する。ただし、給水人口5万人以下である水道事業、1日最大給水量が25,000m³以下である水道用水供給事業については、都道府県知事が認可を行う。なお、給水人口が5万人を超える水道事業であっても、河川の流水を水源としておらず、かつ河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源としないものについては、都道府県知事が認可を行う。

ただし、北海道については道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（以下「道州制法施行令」という。）第2条に基づき、前述に依らず、給水人口250万人以下である水道事業及び道内の水道事業者に対してのみ水道用水を供給する1日最大給水量が1,250,000m³以下である水道

用水供給事業については、道知事が認可を行う。

[水道事業：法第6条第1項、第46条、水道法施行令（以下「令」という。）第14条、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「道州制法」という。）第7条、道州制法施行令第2条]

[水道用水供給事業：法第26条、第46条、令第14条、道州制法第7条、道州制法施行令第2条]

1-3 変更認可について

水道事業等において、事業内容を変更しようとする場合には認可が必要となる場合がある。認可が必要となる事業内容の変更とは、水道法第10条、第30条の規定により、既認可の事業計画の内容変更のうち表-1 に示す範囲のものである。

また、「1-2 創設認可について」に記載された都道府県知事が認可を行う条件を満たす水道事業等については、都道府県知事の変更認可となる。さらに、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に要する工事費の総額が1億円以下であるものについても都道府県知事の変更認可となる。

表-1 変更認可の要件

範 囲	事業形態	
	水道事業	水道用水供給事業
1) 給水区域の拡張	○	—
2) 給水対象の増加	—	○
3) 給水人口の増加	○	—
4) 給水量の増加	○	○
5) 水源の種別の変更	○	○
6) 取水地点の変更	○	○
7) 浄水方法の変更	○	○

なお、変更認可は目標年度までの事業計画全体について行われるものである。例えば、取水地点の変更認可に当たっては、変更後の給水人口、給水量等を含む事業計画全体について認可を受けることになる。

[水道事業：法第10条第1項、第2項]

[水道用水供給事業：法第30条第1項、第2項]

ただし、以下の①、②に該当する変更にあつては、認可ではなく届出で足りることとしており、「1-4 変更認可を要しない軽微な変更の取扱いについて」及び「1-5 他の水道事業の全部譲り受けの取扱いについて」にて後述する。

① 厚生労働省令で定める軽微な変更

② 他の水道事業等の全部を譲り受けることに伴う変更

[水道事業：法第10条第1項、第3項]

[水道用水供給事業：法第30条、第3項]

変更認可の要件は次のとおりである。

(1) 給水区域の拡張

給水区域は、該当地域の将来における水の需要や水道施設の整備状況を勘案して合理的に設定されたものでなければならない。

水道事業者は、給水区域外の需要者（専用水道、工場等を含む。）に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について変更認可を受けなければならない。ただし、他の水道事業者が当該需要者に給水を行っている場合は、その水道事業者は当該需要者に係わる既存の給水区域について、法第11条に規定する水道事業の廃止の許可を受けなければならない。一方、給水が開始されていないものの当該需要者が既に他の水道事業の給水区域内に存在する場合であつて、需要者への給水が地域社会的事情等から当該水道事業によりがたいと客観的に判断され、法35条の認可の取消の理由に該当しているときには、認可の取消が行われなければならない。

また、他の水道事業者への浄水の分水は、法上の責任の所在が不明確であるため、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。よつて、分水の供受給を実施している各水道事業者においては、分水の受水者に支障を生じさせないことを前提に、協定書等で責任の所在を明確にした上で、分水状態の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

(2) 給水対象の増加

水道用水供給事業者は、既認可の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に給水を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。

(3) 給水人口の増加

水道事業者は、既認可の給水人口に対し、実際の給水人口が上回ると予測される場合には、予め給水人口の増加についての変更認可を受けなければならない。

既認可の給水人口に対し、実際の給水人口が上回るかどうかの予測については、実績給水人口が計画給水人口を上回った場合、当初見込んでいなかった開発により人口の増加が予想される場合等において実施することが望ましい。

(4) 給水量の増加

水道事業者等は、既認可の給水量に対し、実際の給水量が上回ると予測される場合には、予め給水量の増加について変更認可を受けなければならない。

既認可の給水量に対し、実際の給水量が上回るかどうかの予測については、実績給水量が計画給水量を上回った場合、実績給水人口が計画給水人口を上回った場合、当初見込んでいなかった開発により給水量の増加が予想される場合などにおいて実施することが望ましい。

(5) 水源の種別の変更

水源の種別の変更とは、工事設計書（法第7条第5項第2号）に記載された水源の種別の区分を変更することをいい、水源の種別を変更する場合には変更認可を受けなければならない。変更の有無は水源の種別と既存の浄水処理工程の関係を踏まえて判断する。

ここで、水源の種別は次のように区分するものとする。

- ①河川水（自流水）
- ②湖沼水（自流水）
- ③ダム水（放流水を含む）
- ④伏流水
- ⑤浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ⑥深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
- ⑦湧水
- ⑧海水・かん水、天水等
- ⑨他の水道から供給を受ける水

なお、水源の廃止は、水源の種別の変更には該当しないが、これに伴い既存水源と異なる水源を設ける場合は、変更認可を受けなければならない。

(6) 取水地点の変更

取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図（規則第1条の2第1項第7号）に示された取水地点をいう。

取水地点の変更は、工事設計書等によって特定された地点を変更（取水地点を増加させることを含む。）する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれ、これらに該当する場合、変更認可を受けなければならない。変更の有無は取水地点の原水水質と既存の浄水処理工程の関係を踏まえて判断する。

なお、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更には該当しない。また、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、取水地点の変更と共に、水源の種別の変更としても扱うものとする。

(7) 浄水方法の変更

浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、又は沈殿池やろ過池等の型式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをいい、下記に掲げる条件に該当する場合、変更認可を受けなければならない。変更の有無は浄水施設ごとに判断する。

- ①既認可の浄水処理工程を変更(追加)する場合。
- ②既認可の浄水処理工程の一部若しくは全部を廃止する場合。
- ③既認可の浄水施設の処理目的を変更する場合。

(例. 遊離炭酸除去のためのエアレーション設備をトリクロロエチレン等の除去のために用いる場合)

- ④大幅な設計諸元の変更等、既認可の浄水処理能力に重大な変更を生じる場合

なお、既設の沈殿池に傾斜板（管）を設置するなどの軽微な変更や粉末活性炭の人力による投入等

特別な設備を設けずに臨時に行うものは除く。

[水道事業：法第 10 条、規則第 7 条の 2]

[水道用水供給事業：法第 30 条、規則第 51 条の 4]

1 - 4 変更認可を要しない軽微な変更の取扱いについて

水道事業者等が事業内容を変更しようとする場合、軽微な変更については認可を必要とせず、届出で足りる。軽微な変更とは、法第 10 条第 3 項（規則第 7 条の 2）、法第 30 条第 3 項（規則第 51 条の 4）の規定による、事業計画の内容変更のうち、次のいずれかの変更である。

（1）給水区域の拡張又は給水人口（水道用水供給事業にあつては給水対象）若しくは給水量の増加に係る変更（次に掲げる条件をすべて満たす場合に限る。ただし、給水人口のみが増加する場合には④を満たす必要はない。）

①水道事業であつて、水道施設（送水施設（内径 250m 以下の送水管及びその付属設備（ポンプを含む。））及び配水施設を除く。）の整備を伴わない。

②水道用水供給事業であつて、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない。

③水道事業であつて、変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しない。

④水道事業であつて、変更後の給水人口と認可給水人口の差が認可給水人口の 10 分の 1 を超えない。

⑤変更後の給水量と認可給水量の差が認可給水量の 10 分の 1 を超えない。

[水道事業：規則第 7 条の 2 第 1 号]

[水道用水供給事業：規則第 51 条の 4 第 1 号]

（2）浄水方法の変更（他の変更を伴わず、次に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更に限る。）技術的知見が確立し、一般的に知識や経験が蓄積されている浄水方法への変更においては、変更認可は要せず届出で足るとしたもの。

①普通沈殿池

②薬品沈殿池

③高速凝集沈殿池

④緩速ろ過池

⑤急速ろ過池

⑥膜ろ過設備

⑦エアレーション設備

⑧除鉄設備

⑨除マンガン設備

⑩粉末活性炭処理設備

⑪粒状活性炭処理設備

粉末活性炭処理設備、粒状活性炭処理設備については、変更前の浄水処理工程に追加整備する場合に限る。

[水道事業：規則第 7 条の 2 第 2 号]

[水道用水供給事業：規則第 51 条の 4 第 2 号]

（3）取水地点の変更（他の変更を伴わず、河川水を水源とする取水地点の変更であつて、原水の水質が大きく変わるおそれがないものに限る。）

なお、変更の要件に関する考え方は、前述した「1 - 3 変更認可について」と同様である。

[水道事業：規則第 7 条の 2 第 3 号]

[水道用水供給事業：規則第 51 条の 4 第 3 号]

1 - 5 他の水道事業等の全部譲り受けの取扱いについて

他の水道事業等の全部を譲り受ける場合のような単純な事業統合については、認可を必要とせず届出で足りる。併せて、譲り渡す水道事業等にあつては、廃止届出を行う。

また、ここでいう単純な事業統合とは、譲り受ける事業体の法人格が変更されない統合をいい、事業の統合により、一部事務組合、広域連合等の新たな法人格を設立する場合は、それぞれの既存の事業を廃止した上で、新たな法人について水道事業等の創設認可が必要となる（「1 - 6 事業の統合に伴う創設認可の取扱いについて」にて後述）。

なお、単純な事業統合に併せ、法第 10 条及び法第 30 条に規定する要件に該当する事業変更を伴う場合（軽微な変更も含む）は、通常のコ認可が必要となる。

他の水道事業等の全部譲り受けの際の認可給水人口及び認可給水量（水道用水供給事業にあつては

認可給水量) は、譲り渡す事業の認可給水人口及び認可給水量を単純に足し合わせたもので差し支えない。

この場合、給水人口及び給水量の算出根拠については単純に足し合わせる方法で算出した旨を簡潔に記述することで差し支えない。

[水道事業：法第 10 条第 1 項第 2 号]

[水道用水供給事業：法第 30 条第 1 項第 2 号]

1 - 6 事業の統合に伴う創設認可の取扱いについて

水道事業等の統合を行うにあたり、被統合水道事業者等を廃止し、新たに水道事業等を創設する場合については、被統合水道事業者等全てにおいて、事業の統合前に水道事業者等の廃止の許可を受けたうえで、新たな事業の認可（創設認可）を受ける。

この場合、認可申請に必要な書類は、規則第 1 条の 2 第 2 項及び規則第 49 条第 2 項の規定により簡素化し、当該認可に係る審査は以下のとおり行う。

(1) 事業計画書関係

①給水区域、給水人口及び給水量（法第 7 条第 4 項第 1 号）

給水区域は、被統合水道事業者等の給水区域を併せたものとする。

給水人口及び給水量については、当面の事業計画として、認可申請時と同様に新たに設定する。

②工事費の算出根拠、借入金の償還方法（規則第 2 条第 1 号及び第 2 号）

「被統合水道事業者等の既認可申請書に添付した工事費の算出根拠及び借入金の償還方法の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。また、各被統合水道事業者等の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月日をそれぞれ記入する。

(2) 工事設計書関係

主要な水理計算、主要な構造計算（規則第 4 条第 1 号及び第 2 号）

「被統合水道事業者等の既認可申請書に添付した水理計算書及び構造計算書の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。また、各被統合水道事業者等の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月日をそれぞれ記入する。

なお、事業統合に併せ、法第 10 条に規定する要件に該当する事業変更を伴う場合（軽微な変更も含む）は、通常の認可が必要となる。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 2 項]

[水道用水供給事業：規則第 49 条第 2 項]

2 申請書の審査上の基本事項

提出書類は、表 2-1 及び表 2-2 による。

2-1 申請書

申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに主たる水道事務所の所在地が記載されたもの。（申請者は、申請書の記載事項に変更を生じた時は、速やかに、その旨を厚生労働大臣等に届出なければならない。）

[水道事業：法第 7 条第 2 項]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 2 項]

2-2 事業計画書

[水道事業：法第 7 条第 1 項、第 4 項]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 1 項、第 4 項]

2-2-1 給水区域、給水人口及び給水量（水道用水供給事業にあつては、給水対象及び給水量）

給水区域は、水道台帳（2）に示す様式に準じて、原則として、字名、町名等で記載されていること。

給水区域の拡張の変更認可又は届出を伴う場合は、拡張区域が明示されていること。

給水人口及び給水量は、水道台帳（3）に示す様式に準じて、目標年度に至るまでの年度ごとに明記されていること。水道用水供給事業においては、給水対象となる水道事業者名及び給水量の記載が必要である。

[水道事業：法第 7 条第 4 項第 1 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 4 項第 1 号]

2-2-2 水道施設の概要

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等が、水道台帳（5）、水道台帳（7）及び（8）に示す様式に準じて、簡潔に記載されていること。

[水道事業：法第7条第4項第2号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第2号]

2-2-3 給水開始の予定年月日

給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日が明示されていること。

給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始の給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

[水道事業：法第7条第4項第3号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第3号]

2-2-4 工事費の予定総額及びその予定財源

ここでいう工事費とは、水道の布設工事等に要する費用、ダム等の負担金又は分担金、工事に係る用地費及び補償費並びに事務費等事業の実施に要する全ての費用をいい、事業費を指す。水道台帳（10）に示す様式に準じて、目標年度に至るまでの年度ごとに工種別の工事費（水道台帳（10）でいう事業費）及び財源が明示されていること。

[水道事業：法第7条第4項第4号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第4号]

2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠

給水人口及び給水量は、事業経営の根幹をなすものであるから、その算出根拠は、（1）、（2）に示す水需要予測によって設定されたものを添付すること。

（1）給水人口の算出

給水人口は、当該地域の社会的条件を基礎として、合理的に設定した常住人口に給水普及率を乗じて定めること。その際の給水人口は、当該事業計画期間内で最大となる計画給水人口を包含する適切な値とする。

常住人口の推定は、通常、地方公共団体が策定する基本構想等や広域的水道整備計画と整合していることが望ましいが、基本構想等や広域的水道整備計画の計画値が事業計画上不相当と考えられる場合には、別途推定を行うこと。

（2）給水量の算出

ア．水道事業の場合

給水量は、用途別の実績給水量を踏まえて推計を行う（実績給水量を用途別に把握できない事業者にあつては、これによらず算出しても差し支えない）。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

イ．水道用水供給事業の場合

給水量は、供給する水道事業者ごとに算出した給水量を基に、各水道事業者の自己水源充当量を勘案して算出するものとする。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

（3）水需要予測の簡素化

同種作業の重複を避けるため、下記の4項目全てを満足し、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと認められる場合に限り、事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができる。

①申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価（以下、「確認等」という。）における目標年度を超えていない。

②前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。

③前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。

④交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

また、給水区域の拡張に係る事業変更については、原則として水需要予測を行う必要があるが、下記の3項目全てを満たす場合には、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化することができる。

(i) 既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。

(ii) 変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。

(iii) 拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

なお、「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いることをいい、事業計画書内には前回の確認等の水需要予測を添付すること。併せて、上記の各項目が確認できる資料を添付すること。

また、これらの条件に該当する場合であっても改めて水需要予測を行うことを妨げるものではない。

[水道事業：法第7条第4項第5号]

2-2-6 経常収支の概算

損益勘定及び資本勘定が、水道台帳(11)に示す様式に準じ、目標年度に至るまでの年度ごとに記載されていること。なお、勘定の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。

[水道事業：法第7条第4項第6号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第5号]

2-2-7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

供給規程として定めなければならない供給条件は、具体的には法第14条第2項の規定により、①料金②水道事業者の責任に関する事項③需要者の責任に関する事項④給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法⑤貯水槽水道に関わる事項(地方公共団体の場合は条例の形式で定められる)であって、この写しが添付されていること。

[水道事業：法第7条第4項第7号]

2-2-8 その他厚生労働省令で定める事項

(1) 工事費の算出根拠

工事費総括書、本工事費内訳書が水道台帳(10)に示す様式に準じ、記載されていること。また、「2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に示す工事費の予定総額の根拠となるものであること。

なお、一位代価表等は、提出を要しない。

(2) 借入金の償還方法

償還金の額が最大となる時期を含む一定期間について、償還金の元金及び利息の合計額が、年度ごとに、明らかにされていること。

(3) 料金の算出根拠

水道事業においては、目標年度までの給水原価が算出されるとともに、この期間の水道料金設定の考え方とその算出根拠が明示されていること。

(4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

水道事業においては、供給規程で示された給水装置工事の費用の負担区分とその額の算出方法について記載されていること。

なお、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させようとする場合において、給水装置工事費の費用の負担区分及びその額に変更がないときは、記載を省略しても差し支えない。

[水道事業：法第7条第4項第8号、規則第2条各号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第6号、規則第50条]

2-3 工事設計書

[水道事業：法第7条第1項、第5項]

[水道用水供給事業：法第27条第1項、第5項]

2-3-1 一日最大給水量及び一日平均給水量

「2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠」を基に、水道台帳(3)に示す様式に準じて、目標年度まで、年度ごとに記載されていること。

[水道事業：法第7条第5項第1号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第1号]

2-3-2 水源の種別及び取水地点

水道台帳(6-1)及び(6-2)に示す様式に準じて、水源の種別及び取水地点が記載されている

こと。なお、水源の種別の区分は、「1-3 変更認可について(5)水源の種別の変更」に掲げる区分とし、取水地点は、地番、地先名、認可申請書添附書類等によって特定するほか、地下水にあつては井戸深度と採取深度も含めるものとする。

なお、変更の場合は変更部分を明示すること。

[水道事業：法第7条第5項第2号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第2号]

2-3-3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水源の水量の概算は、水道台帳(9)に示す様式に準じて、目標年度までの年度ごとの一日最大取水量と水源ごとの計画取水量が記載されていること。計画取水量については「2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を踏まえて適切に策定されたものであること。期別で変動するものにあつては、期別ごとに記載されていること。

水質試験の結果は、水道台帳(12)の様式に準じて、水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験結果(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。)

及び必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

また、クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

なお、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、湧水の新設水源にあつては少なくとも4半期ごとの水質試験結果が添付され、必要に応じて水源水質の将来予測結果が添付されていること。

[水道事業：法第7条第5項第3号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第3号]

2-3-4 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合にあつては、高水位及び低水位)、規模(容量、寸法等)及び構造(形状、材質、型式等)が記載されていること。

なお、変更の場合は変更部分を明示すること。

[水道事業：法第7条第5項第4号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第4号]

2-3-5 浄水方法

浄水方法について、水道台帳(5)及び(7)に示す様式に準じて、工程ごとに処理の主要諸元が記載されていること。

オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第7条の2第2号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性・確実性・経済性及び維持管理計画等が明らかにされていること。

また、新設・変更の場合は、その浄水方法を選定した理由が記載されていること。

[水道事業：法第7条第5項第5号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第5号]

2-3-6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧が記載されていること。あわせて、少なくとも、給水区域内で最も最大静水圧が高くなる箇所と最も最小動水圧が低くなる箇所について記載されていること。なお、最小動水圧が150キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が740キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。

さらに消火栓使用時においては、配水管内で最も最小動水圧が低くなる値及びその箇所についても記載されていること。

[水道事業：法第7条第5項第6号]

2-3-7 工事の着手及び完了の予定年月日

水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日が記載されていること。なお、工事が無い場合は「該当なし」で差し支えない。

[水道事業：法第7条第5項第7号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 6 号]

2-3-8 その他厚生労働省令で定める事項

変更認可又は届出の場合は、新設、増設及び改造される水道施設並びに当該新設等により従前の計算の結果に変更を生じる水道施設に関するものとする。

(1) 主要な水理計算

主要な配水系統の水位、水圧、水量等に関する計算が記載され、各施設の計画諸元がまとめられていること。

記載すべき水道施設は、取水堰、取水門、取水塔、取水管きょ、ダム、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備、管きょ（導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きょを含む。）とする。

(2) 主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度、安定性等の計算が記載され、各施設の計画諸元がまとめられていること。

記載すべき水道施設は、ダム及び取水堰（水道専用の場合のみ）、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンクとする。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 8 号、規則第 4 条各号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 7 号、規則第 51 条第 3 項]

2-4 その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）

[水道事業：法第 7 条第 1 項]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 1 項]

2-4-1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類

地方公共団体以外の者が認可の申請若しくは届出を行う場合は、当該事業経営の必要性について簡潔に記載されていること。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 1 号]

[水道用水供給事業：規則第 49 条第 1 項第 1 号]

2-4-2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業等の経営に関する意思決定を証する書類

地方公共団体以外の法人又は組合が認可の申請若しくは届出を行う場合は、総会等の水道布設決議書、布設予算決議書等の意思決定を証する書類の添付が必要である。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 2 号]

[水道用水供給事業：規則第 49 条第 1 項第 2 号]

2-4-3 市町村以外の者である場合は、法第 6 条第 2 項の同意を得た旨を証する書類

市町村以外の者には、法人、組合のみならず都道府県及び一部事務組合等も含まれ、これらの者が水道事業等を経営する場合は、水道法第 6 条第 2 項の規定により、当該市町村の同意が必要である。

なお、市町村の同意は、当該市町村が水道布設を議会の議決事項として指定したとき（地方自治法第 96 条第 2 項）又は水道事業を經營しようとする者が地方公共団体であって水道布設が公の施設の区域外設置に該当するとき（地方自治法第 244 条の 3）は、議会の議決を経ることが必要であるが、それ以外の場合にあっても、議会の議決を経ることが望ましい。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 3 号]

2-4-4 取水が確かかどうかの事情を明らかにする書類

既設の水源を含む全ての水源について、取水の確実性が証せられていること。

(1) 既設水源

水源ごとの過去 5 年程度の年度ごとの 1 日平均取水量と 1 日最大取水量の実績値が記載されていること。

河川法等に基づく水利使用許可や関係団体との協定等が必要なものにあつては、最新の許可書や協定

書等の写しが添付されていること。

浅層地下水及び深層地下水を水源としており、条例等による地下水採取規制のある場合には、条例等の写しが添付されていること。取水実績の最大値が計画取水量を大幅に下回る場合等、取水実績のみでは、取水の確実性を証することが出来ないと判断される場合には、(2) に示す新設水源に準じたものであること。

他の水道から供給を受ける場合は、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

なお、規則第7条の2第3号又は規則第51条の4第3号に該当する届出の場合は、流入する河川の様子が確認可能な平面図等、原水の水質が大きく変わるおそれがないことが確認できる資料を提出すること。

(2) 新設水源

ア. 河川水等を水源とする場合

河川管理者の水利使用許可の必要なものにあつては、原則として、許可書の写しが添付されていないが、水利使用許可申請中のものについては、水利使用の許可権者に申請書が受理されたことを証する書類をもって、許可書に代えることが出来るものとする。

また、ダムの建設等により開発される河川水を水源とする場合は、当該水源の基本計画・基本協定等公式に定められた書類をもって、取水の確実性を証するものとする事が出来るが、当該水道事業による給水開始がこれら事業の完了に先行するものであつて暫定水利権が必要となるものについては、暫定水利使用の見通しが明らかにされていること。

農業用水、工業用水等の転用に当たっては、当事者間の同意が得られているとともに、河川管理者及び関係行政機関との調整が図られていること。

水利使用許可が不要なものにあつては、当該水源に係る関係者間の調整が図られているとともに、その取水量は、渇水期における水量測定の結果から、十分な安全性が見込まれていること。(湧水の場合も、これに準じる。) また、関係者間の調整が図られたことが確認できる協定書等が添付されていること。

イ. 浅層地下水及び深層地下水を水源とする場合

計画揚水量が、試験井等における揚水試験、群井試験等の結果、又は取水予定地点付近にあつて取水予定の滞水層と同一の滞水層を水源とする既設井の取水実績等に基づき、十分な安全性を見込んで決定されており、それらが確認できる資料が添付されていること。

ウ. その他

湧水、海水・かん水、天水等を水源とする場合は、取水の可能性についての調査結果が添付されていること。

他の水道から供給を受ける場合は、目標年度までの年度ごとの受水量が明らかにされており、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

(3) 予備水源の取扱い

ライフラインの確保の観点から予備水源を保有することは望ましいことであるが、予備水源は認可水源の水量不足等の事態に対処しようとするものであり、その使用は、原則として、地震、渇水、水質事故等事業計画上考慮しえない事象の発生時にのみ一時的に行われるものである。したがって予備水源の保有については、認可の審査対象とは見なされない。ただし、恒常的に使用していると判断できる予備水源については、常時水源として認可の審査対象とする。

なお、予備水源の保有については、認可の申請時などに予備水源の運用状況、水質管理や施設の維持管理について確認し、位置づけについて整理すること。

[水道事業：規則第1条の2第1項第4号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第3号]

2-4-5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約によって、法人等の目的、内部組織等に関する定めが示されていなければならない。

[水道事業：規則第1条の2第1項第5号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第4号]

2-4-6 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

事業の廃止を伴う場合は、廃止許可書又は廃止届出書の写しが添付されるとともに、区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の上水道への統合の可能性等がまとめ

られていること。また、給水区域を明らかにする地図には、水道事業、専用水道の給水区域、及び新たに認可の申請又は届出を行う区域を区分して、「2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図」に示すところにより表わされていること。

なお、図面は原則として、「2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図」と共に一枚の図面であること。図面に関する一般的注意事項は、昭和37年2月2日付環水第6号水道課長通知「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」（改正：平成10年5月1日付衛水第32号）によることとし、以下、同様とする。

[水道事業：規則第1条の2第1項第6号]

2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図

行政区域、給水区域、行政区域内にある他の水道の位置、水源・導水・浄水・送水施設、配水池及び配水本管が、一枚の地図に記入されていること。一枚に記載すると縮尺が小さくなりすぎる場合は複数枚として差し支えない。なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は新旧の色分けがなされていること。（既設施設／黒色、新設施設／赤色）

なお、水道施設には主要な計画諸元が付記されるとともに、計画給水区域等の色分けは次によるものであること。

行政区域	茶色
既認可給水区域・給水対象	青色
新設・拡張区域	赤色
簡易水道の給水区域	緑色
専用水道の位置	黄色

[水道事業：規則第1条の2第1項第7号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第5号]

2-4-8 水源の周辺の概況を明らかにする地図

汚水処理施設、廃棄物処理施設、畜産関係施設等、水源に影響を与えるおそれのある施設について、地図上で明記されていること。

また、湖沼においては、窒素及びりんによる富栄養化が問題になっている水源もあるので、必要に応じて、生活排水等の流入状況についても明記してあること。

なお、地図の縮尺は1/1,000～1/10,000であることが望ましい。

[水道事業：規則第1条の2第1項第8号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第6号]

2-4-9 主要な水道施設（「2-4-10 導水管きよ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

所要の図面は、主要な水道施設の主要な寸法、構造のわかるものであること。ただし、主要な水道施設とは、「2-3-8 その他厚生労働省令で定める事項（2）主要な構造計算」に掲げられたものとする。

また、図面の縮尺は次のとおりであることが望ましい。

（1）取水場、浄水場、配水場等の一般平面図

1/500～1/1,000

（2）主要な水道施設の水位高低図

1/100又は1/200 縦横任意

（3）主要な水道施設の一般図

1/100～1/500

（4）主要な水道施設の構造詳細図

1/10～1/100

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設の図面を添付すれば足りる。

[水道事業：規則第1条の2第1項第9号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第7号]

2-4-10 導水管きよ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等

の位置が明示されていること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位が記載されていること。

また、図面の縮尺は、平面図 1 / 1,000 ~ 1 / 10,000、縦断面図 縦 1 / 200 ~ 1 / 400、横 1 / 1,000 ~ 1 / 5,000 であることが望ましい。

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設の図面を添付すれば足りる。

[水道事業：規則第1条の2第1項第10号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第8号]

2-5 水道台帳の提出について

水道台帳は、認可を受けるか、もしくは届出を提出した後、速やかに紙面で2部提出をお願いします。

併せて、CD又はDVDによる電子媒体での提出をお願いします。

その際のファイル名は、「県番号-台帳番号事業体名 (例：00-000 ○○水道事業)」 とする。